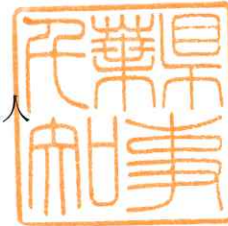


産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県八街市八街に292番
氏名 東関リサイクル株式会社
代表取締役 南里 岳志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和5年1月26日

許可の有効年月日 令和9年11月4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の破碎処理は午前8時から午後6時までの間の8時間、産業廃棄物の搬入及び処理後物の搬出は午前8時から午後6時までの間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音及び振動に係る規制基準を遵守すること。

(2) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成9年11月5日 新規許可

令和5年1月26日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設A (施行令第7条第8号の2) (令和2年12月7日、 第2020-2-508号)	木くず 147.6 t/日 (18.45 t/時×8時間) (令和3年1月12日)	1	千葉県八街市八街 字後野分 に292番1・に293番 合併14、 に292番1・に293番 合併15、 に292番5、 に292番6
木くず保管施設	1086 m ² 2149 m ³	1	
処理後物保管施設No.1	107 m ² 133 m ³	1	
処理後物保管施設No.2	87 m ² 195 m ³	1	
処理後物保管施設No.3	48 m ² 97 m ³	1	
処理後物保管施設No.5	72 m ² 157 m ³	1	
残さ物保管施設 (鉄くず、釘等)	39 m ² 13 m ³	1	
残さ物保管施設 (廃プラスチック類)	18 m ² 16 m ³	1	
残さ物保管施設 (非鉄スクラップ類)	9.0 m ² 6.8 m ³	1	

(以下余白)